

# 令和2年度 旭区社会福祉協議会 事業計画

## ～共に支えられ生きていく、地域共生社会の実現に向けて～



### ■ 基本方針

旭区社会福祉協議会（以下、区社協）は、「地域共生社会」の実現に向け、区社協に寄せられる社会的孤立や関係性の貧困などを背景とした様々な相談を「我が事」として「丸ごと」受け止められるよう取り組んできました。また、地域で潜在化しているこれらの課題に気づき、支えられる地域となるための仕組みづくり、地域力の強化を進めてきました。

令和2年度は第4期地域福祉保健計画を策定する年です。計画の基本理念や基本目標、取組の視点等を踏まえ、住民の主体性を尊重しながら協働で計画の策定・推進に取り組みます。

また地域社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活動の場を確保できるような地域づくりを進め、生活困窮者支援の一環として制度だけでは支援しきれないニーズに対応していくことを目指します。

これらの取組を推進するために、ネットワーク組織である区社協の強みを活かし、会員はもとより多様な組織、団体等と連携して取り組みます。

### 【重点取組】

#### 1. 地域活動の推進・支援事業

##### (1) 「見守り」の仕組みづくりの推進

地域活動のつながりの中で地域生活課題の把握をし、住民の力と公的な支援体制が協働して課題解決につなげられるよう、「見守り」の仕組みづくりを進めます。

##### (2) 区社協の持つ総合相談機能と地域支援の連携

「断らない相談支援」を目指し相談機能の強化を図ります。

相談支援から見えてくる多様な課題の解決に地域支援と連動して取り組みます。

#### 2. 一人ひとりの福祉意識（共に生きる力）の醸成

##### (1) 課題を発見・共有し、解決に向けて自ら行動する、多様性を受け容れられる地域づくりを進めます。

##### (2) 「地域共生社会」の実現に向けた学びの機会としての広報、啓発、講座等を進めます。

#### 3. コンプライアンスの取組強化

多額の寄付や補助金を扱う団体としての信頼を維持できるよう事故、事務処理ミスの防止に努めます。

地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

1 地域の実状に応じた取組

(1) 地区社協が「困りごとに寄り添い、ネットワークを活かして解決していく」役割を担えるよう、地区社協活動を支援します。

(賛助会費収入)(共同募金年末)(市社協補助金)(福祉基金) 6,217 千円【6,807 千円】

- ① 19 地区社協の活動への助成、職員の地区担当制を活用し、地区社協活動等の状況把握や支援を進めます。
- ② 地区社協活動の情報交換や連絡調整のため、地区社協分科会を開催するとともに、地域の福祉力推進に向けた研修会を実施します。
- ③ 地区社協主催の福祉啓発および人材発掘育成を目的とした講座開催を支援します。
- ④ 地区社協に求められている役割について、これからの活動の一助となるよう、他都市の先駆的な事例を具体的に学ぶ研修を実施します。
- ⑤ 地区社協分科会ワーキンググループを開催し、地区社協の強みを活かした見守りの仕組みづくりについて検討を進めます。

(2) 高齢者等の生活支援、社会参加による介護予防、それらを進めるための見守り活動を推進するために、生活支援体制整備事業に取り組みます。

(市社協受託金)(会費収入) 229 千円【230 千円】

【第 1 層生活支援コーディネーターの働きかけ、関わり】

- ① 2025 年に向け区民全体で、地域で起こりえる課題に向き合えるよう、福祉課題、生活課題の啓発を強化し、課題解決に向けて関心のある住民の裾野を広げます。
- ② 区域・広域の課題である「移動支援」、「見守りの仕組みづくり」について取組を進めます。

【第 2 層生活支援コーディネーターの支援】

- ① 本事業の推進にあたり、13 地域ケアプラザに配置されている 2 層生活支援コーディネーターの支援を進めるため、各コーディネーターの取組状況に合わせた情報提供や研修を実施します。
- ② これまで「サロン」、「ちょこっとボランティア」、「食事サービス」の連絡会を開催してきましたが、さらに、生活支援体制整備事業の本質に近づけるよう連絡会を再編し、『見守り・つながり』、『交流・居場所』、『生活支援』の 3 つの連絡会を開催し、生活支援体制整備事業のさらなる発展に努めます。

(3) より豊かな市民社会の実現のため、区内の地域福祉関係団体（ボランティア・当事者団体等）や地区での福祉に関する取組に対し、助成金を通じて支援します。

- ① 「あさひふれあい助成金」として、区内の地域福祉関係団体の事業に対し助成します。

(共同募金一般)(善意銀行)(市補助金)(福祉基金)(会費収入) 10,801 千円【11,233 千円】

- ② 区社協会員、地域での見守り・支えあい活動をしている団体等を対象に、区社協独自助成金の交付など、活動を支援します。

(善意銀行)(共同募金年末)(福祉基金)(会費収入) 3,258 千円【3,251 千円】

## 2 地域・関係機関・行政のネットワーク強化

- (1) 社会的に孤立している状況にある人が増える中、異変があった際の早期発見や課題を抱える人を必要な支援につなげる等、関係機関と連携し取組を進めます。
- (2) 地域の身近な福祉拠点である地域ケアプラザと連携を図り、各地区活動への支援を進めます。
  - ① 地域活動交流コーディネーター連絡会の事務局として、人材育成と業務のスキルアップを図るため、地域活動交流コーディネーターと協働で研修会や勉強会を企画し実施します。  
**(市社協補助金) (会費収入) 100 千円【82 千円】**
  - ② 地域ケアプラザ所長会、地域包括支援センター連絡会、地域ケア会議、巡回相談等へ参加し、具体的な連携を進めます。

## 3 福祉保健の啓発の推進

- (1) 旭区地域福祉保健計画に基づく事業の推進に取り組みます。  
**(区負担金) (共同募金一般・年末) (会費収入) 1,635 千円【1,502 千円】**
  - ① 第4期地域福祉保健計画を策定・推進します。
  - ② 各地域の地区別計画推進組織への支援を通じ、連合自治会及び地区民児協との連携を深め、地区別計画の推進を図ります。
  - ③ 区(全域)計画と19地区の地区別計画をとりまとめた計画書冊子を作成し、広く地域住民に配布、周知します。また旭区社会福祉大会(きらっとあさひ福祉大会)にて、永年にわたり地域で福祉保健活動等に携わってきた方々の功績を讃えるとともに、様々な活動、取組を区民に周知します。

## 4 福祉理解の増進と情報の収集・提供

- (1) あさひいきいき宣言(旭区社協だより)を発行し、全戸配布します。「地域共生社会」をメインテーマとし、各地域の取組や情報を掲載することで、身近で親しみやすい福祉啓発を目指します。**(共同募金一般) (市受託金収入) 2,456 千円【2,422 千円】**
- (2) 最新情報をタイムリーに発信するためのツールとして、ホームページを全ての人が利用しやすいサイトを目指します。
- (3) 長年実施してきた「心のバリアフリーカレンダー事業」から発展し、「共に生きる力(多様性を認め合い、互いに協力しあう)」を育むことを目的に、区内小学校、特別支援学校等から絵やイラストを募集し、福祉作品展を開催します。

## 5 旭区福祉保健活動拠点の運営

- (1) 旭区福祉保健活動拠点「ばれっと旭」の適正な管理運営を行います。地域の方々がいきいきと活動でき、団体同士のつながりを持てる拠点として、更なる満足度の向上を目指します。**(市受託金収入) (負担金収入) 14,991 千円【15,756 千円】**
  - ① 貸室業務を通して、利用団体の活動内容、活動上の課題などを把握し支援します。
  - ② 利用団体同士の連携や交流を促進します。
  - ③ 窓口満足度調査や利用団体懇談会を通じ、拠点利用者へのサービス向上に努めます。
  - ④ 福祉保健活動拠点のPRを行い、利用促進を図ります。

## <推進の柱2：安心して自分らしい生活ができる地域づくり>

### 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

#### 1 見守り体制の充実、孤立予防

(1) 地域での新しい見守りの仕組みづくりに向けて、地区社協分科会ワーキンググループで検討を進めます。また、地域の各団体や関係機関と連携し、見守り体制の充実を図ります。

(2) 「移動情報センターあさひ」の運営を通じ、障害のある方が抱える移動に関する課題の解決に向け、関係機関と連携し取り組みます。  
また、当事者や家族が地域とのつながりを持てるよう、講座・研修等を通してガイドボランティア等の担い手の発掘や育成を進めます。

移動情報センター運営：(市社協受託金) 8,062 千円【7,841 千円】

ガイドボランティア事業：(市補助金) 2,759 千円【3,106 千円】

(3) 見守りが必要な子どものための活動支援を推進します。

子どもが置かれている昨今の状況について学ぶ研修会を開催し、地域でどのようなことができるのか考え、様々な活動につなげていけるように支援します。

(共同募金一般) 47 千円【54 千円】

#### 2 権利擁護事業の推進

あんしんセンターの運営等を通じ、権利擁護事業の推進及び成年後見制度の利用促進を進めます。(市社協受託金)(利用料収入) 708 千円【814 千円】

(1) 自身での金銭や財産関係書類等の管理が不安な高齢者や障害のある方のため、日常生活や金銭管理等の相談に応じ、契約に基づき、次のサービスの提供を実施します。

- ① 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
- ② 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

(2) 区役所および地域包括支援センター等と連携し、権利擁護事業や成年後見制度に関する啓発を進めます。

(3) サポートネットの開催等を通じ、成年後見制度の普及および市民後見人の活動支援に取り組みます。

(4) 成年後見制度の利用希望者に対して、制度利用につながるように申立て等の支援します。

#### 3 災害時における要援護者の支援体制の充実

(1) 大規模災害発生時は、区災害対策本部からの要請に基づき、災害ボランティアセンターを設置し運営します。またBCP(業務引継計画書)に基づき事業を進めます。

(2) 災害ボランティア連絡会と連携を図り、支援体制を検討していきます。

#### 4 生活に困難を抱える方々への支援

(1) 福祉有償運送(N0 関神福第 147 号)として、外出支援サービス事業および区社協送迎

サービス事業の運営を通じて、一人での外出が難しい高齢者や障害のある方を対象に、車椅子対応の福祉車両による送迎を地域の運転ボランティアとの協働で実施します。また、外出支援サービス事業における本会の役割や、区社協送迎サービス事業の今後について、介護保険サービスを始めとした他の送迎サービス事業の状況を踏まえ見直しについて検討を進めます。

委託事業：(市社協委託料)(利用料収入) 3,780 千円 【4,033 千円】

区社協独自事業：(利用料収入) 435 千円 【365 千円】

- (2) 生活福祉資金貸付事業を通じて、低所得者・高齢者・障害者等世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、民生委員と連携して、相談対応・貸付・償還指導等を実施します。また、区民児協や地区民児協への制度概要の説明及び進路指導教諭向けに教育支援資金の説明を行います。

(県社協受託金) 3,537 千円 【3,539 千円】

- (3) 生活困窮者支援として、食料支援をはじめ、生活福祉資金貸付事業、あんしんセンター事業などの区社協事業の実績を基礎に、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化するとともに、適切な関係者・機関に繋ぎ支援します。また、生活困窮者自立支援制度による事業等と連携し、地域での新たな支援の仕組みを構築し、制度にとらわれない支援を通して世帯の自立を図ります。

(共同募金年末) 100 千円 【100 千円】

- (4) 火災等の罹災世帯へ見舞金を交付します。

(共同募金一般・たすけあい) 400 千円 【200 千円】

- (5) 交通遺児給付金を県社協事業とあわせて、小学校入学、中学校入学、中学校卒業、高等学校卒業時に該当世帯へ交付します。

(県社協補助金)(善意銀行) 100 千円 【250 千円】

- (6) 低所得者法外援護費事業を関係機関と連携し取り組みます。

## <推進の柱3：地域の取組で元気力アップ>

### 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

#### 1 意欲や経験を発揮できる場と出番づくり

(市受託金(市社協補助金)(手数料収入)(福祉基金) 832 千円 【754 千円】

- (1) ボランティアセンターの運営を通じ、地域福祉の重要な担い手であるボランティアの活動を推進するため、ボランティアコーディネート業務を行います。

- (2) ボランティア登録者やこれから活動を希望している人が、実際に活動につながるよう、広報啓発を進めます。

- ① 区社協ホームページを活用して、最新のボランティアニーズ情報を掲載し、定期的に更新します。
- ② あさひいき宣言(旭区社協だより)で、ボランティア情報を提供します。

- (3) 受け入れ施設や新規登録ボランティア等、様々な対象に向けた研修・講座を開催し、ボランティア育成とともに、ボランティア活動の底上げを目指します。
- (4) 小学校・中学校・高等学校における福祉教育を推進します。
- ① 障害当事者をはじめ、地域ケアプラザや地区社協等と連携し、地域と繋がる福祉教育を実践していきます。
  - ② 旭区内小・中学校教員を対象とし、福祉教育連絡会を実施します。
  - ③ 福祉教育に関連する機材を貸し出します。
- (5) ジュニアボランティア活動を各地区民児協と連携し、活動を支援します。また、活動体験者を地域活動につなげる方法を検討します。**(共同募金一般) 250 千円【475 千円】**
- (6) 区内障害施設や当事者団体など関係機関と協働して、様々な事業に取り組みます。
- ① 旭区地域自立支援協議会の各会議や各連絡会へ参加します。また、日中連絡会を主体とした「あっぱれフェスタ」を共催します。
  - ② 学校での福祉教育プログラムなど、当事者団体と企画、立案し実施します。
- (7) 福祉施設との連携・協働を推進し、地域の課題解決に向けて取り組みます。
- ① 社会福祉法人が地域貢献を進めていくために先進地区の活動事例の紹介等を通じて、関わりを模索します。
- (8) 企業の社会貢献活動が、地域とつながりのある取組となるよう、区内企業とのつながりを強めます。
- (9) 寄付文化の醸成を目指して、善意銀行の受け入れ（金銭・物品）を行い、区内の配分先を調整します。また、寄せられた金品は、助成金等に活用します。
- (10) 区役所と協働し、新あさひみらい塾を開催します。**(区負担金) 800 千円【900 千円】**  
身近な地域の困りごとや生活課題を主体的にとらえ、解決していく様々な気づきを拡げるため、地域活動に関する認識を深める講義やグループワーク、そして近隣地区の先駆的な活動の視察などの取組を進めます。

## 法人運営

- (1) 区社協の基盤強化のため、会員拡充に取り組みます。  
「地域共生社会」の実現に向けて、会員向け研修会を開催します。  
**(会費収入)(共同募金一般) 202 千円【281 千円】**
- (2) 自主財源の確保と福祉啓発のため、地区連合自治会町内会の理解と協力のもと、各地区社協と共同で賛助会費を募集します。
- (3) 安定した財源確保のため、福祉基金を適切に運用します。また新たな事業展開や重点事業推進も見据え、福祉基金を有効的に活用していきます。
- (4) 職員の人材育成を進めるため、内部研修の実施や外部研修への参加を推進します。

- (5) 理事会、評議員会等を開催し、社会福祉法に基づき、適正な法人運営を進めます。
- (6) ボランティアセンター運営委員会および旭区社会福祉協議会助成金審査委員会の各種委員会を開催し、区社協の事業運営や多様な会員が活動できる取組について検討を進めます。
- (7) 職場で発生した事件・事故・事務処理ミスの情報については、組織全体で積極的に共有を行い、再発防止につなげるため、コンプライアンス推進の取組を強化します。また、より透明性の高い業務運営を行います。
- (8) 「地域共生社会の実現」を全ての事業の柱として推進していくために必要な事務運営の効率化や事業の見直しなど業務改善と経営改善に取り組みます。
- (9) 社会福祉士実習の受入  
社会福祉士受験資格取得のための「社会福祉援助技術現場実習」を受け入れます。
- (10) 次の6団体の事務局運営を円滑に推進します。
- ① 神奈川県共同募金会旭区支会
  - ② 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部旭区地区委員会
  - ③ 旭保護司会
  - ④ 旭区更生保護女性会
  - ⑤ 旭区更生保護協会
  - ⑥ 旭区遺族会